

(仮称) 平木阿波ウィンドファーム事業
及び
(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に係る環境影響評価方法書
三重県環境影響評価委員会小委員会 (第2回) 質疑概要

日時：令和元年5月27日(月) 13:00～

場所：県庁講堂

委員：小委員会指摘事項に対する事業者見解（以下、「事業者見解」）p3について、法改正により既存不適格になった場合の対応についての回答がなされていません。例えば建築物や工作物の場合、建築基準法で構造計算等についての基準が定められており、それに対応して新築される建物について、新築された後、その基準が変わった時に対応が必要となります。建築では昭和56年に耐震基準等の法改正がありまして、その当時はその基準に合致していても、今の基準を満たさない建物については、耐震診断等を行って、耐震補強工事をしています。例えば学校や庁舎等は、鉄骨の筋交いを入れて補強をしています。そういった対応がなされるかどうかということです。

次に、見解の中で、責任の所在が明記されていませんし、全体像が全く分かりません。また、保守点検等を風車メーカーに委託し、定期点検を実施するとありますが、その点検や、不具合があった場合の修正の実施状況の確認、また、実施されていなかった場合の責任の所在を明らかにしていただきたい。例えばフロー図等で示していただきたい。

もう一点、経ヶ峰の山頂から見ると、現時点でも、大自然の中に風力発電が多数見えて、今後またこれらの風車が数多く増えることを考えると、主観になりますが、かなりの違和感があります。これが景観法にある良好な景観形成と言えるのでしょうか。再生可能エネルギーの必要性は分かりますが、景観への影響を限りなく少なくするために、他事業者の事業も含め、全体で総量規制のようなことを考えて計画されているのでしょうか。

事業者：維持管理の体制については、複数のことを書かせていただいたので、煩雑になってしまいました。最終的に維持管理の責任はすべて事業者にあります。どのような体制で維持管理の安全を確保していくかを分かりやすく示すことについては、検討させていただきます。

景観についてのご指摘のことですが、他事業者も含めて、総量規制といった考え方はございません。

委員：総量規制がないということは、今後もどんどん建てるという計画がなくはないということでしょうか。

事業者：我々は民間企業者として再生可能エネルギーの拡大に努めたいという考えですが、総量規制、一定の地域に対する風力発電施設の規制に関しましては、一民間事業者というレベルではなく、国、県、市町村というレベルで、いかに再生可能エネルギーの立地を考えるかということになると思いますので、我々としては、事業区域、制定した範囲で、風車の配置等の計画についてしっかり検討するという考えです。

委員：景観にどうしても影響を与えることですので、影響が限りなく少なくなるよう計画をして

いただきたい。

委員：事業者見解 p23、24 において、オオサンショウウオは天然記念物だからより精密な調査として環境DNA調査を行うとのことですが、環境アセスメントの観点からは、生物多様性の維持のためにはオオサンショウウオだけが大事なわけではありません。天然記念物だから大事だということです。そこで、PCRプライマーがあり、調査手法が確立されているオオサンショウウオのみ環境DNA調査を実施するとのことですが、今回のアセスの調査委託会社においては、カワバタモロコ等のPCRプライマーを保有しているとのこと。また今回、存在が予想される魚種として、ニホンウナギなども挙げられていますが、例えば、東京大学大気海洋研究所の塚本教授の研究室では、ニホンウナギの環境DNAの学会発表をされています。

環境DNAと目視で精度の高い調査を実施することは良いですが、オオサンショウウオだけでなく、他の種でもできないでしょうか。

事業者：技術的には可能ですが、調査の合理性という部分で、どうしてもコストの面も考慮する必要があります。例えば、プライマーを新たに開発する必要があるような場合は、従来手法のほうがいいかもしれません。どの種に関して環境DNAを使ったほうがより精度の高い調査ができます、とこの場で約束するのは難しいです。現段階で可能であり、これまでの人の目の調査だけでなく、環境DNA調査を有効に使えるのではないかとということでオオサンショウウオを挙げています。その他についても検討の余地はあると思っておりますが、今のところ、我々としては、従来のたも網や罟を使った捕獲調査で把握するほうが妥当であると考えています。

委員：従来通りの調査で、希少な種がいた場合には、その種にも環境DNA調査を検討するという方向でやっていただけたらと思います。

バードストライクですが、「情報収集に努める」とのことですが、例えば、他の風力発電施設で、バードストライクがどのような状況で起こったとか、それを回避するためにどういう方策を講じるとか、もう少し具体的に、何を情報収集するのかをお聞かせいただきたい。

事業者：事後調査の内容については、県内の事例であれば県ホームページで公表されています。また、バードストライクの発生状況は、例えば、NEDO等で、情報が公開されており、そういった情報は収集する必要があると思えますし、また防止措置としてNEDOで公開されているものとしては、レーダーや監視カメラを用いて収集した映像を解析することによって、（鳥が）近づいているといった情報を確認するものもあります。そういったものを設置するかどうかは、事業者としての判断ですが、そういった手法の情報提供はできると考えております。

委員：特に、事業計画地の状況と類似した事例、情報を具体的に集めてください。

事業者見解 p31 で、希少なコウモリの生息地があるということですが、工事中や供用中には影響は特に認められないと書かれていますが、コウモリは聴覚がとても鋭いので、本当に影響がないのか疑問を感じます。何をもちいて影響がないとされているのか教えていただきたい。

事業者：別の回答でも記載していますが、計画地の近くに別事業者の風力発電所があり、その発電施設がここに示している津市美里町平木の隧道の直上に既に建っています。

そこは、環境アセスの段階から、その生息地のコウモリへの影響が懸念されていたもので、供用時の事後調査報告書は県ホームページで確認できます。その環境アセスの際に、県内の有識者の方の指導の下で調査が実施されており、その後、工事中に隧道の中を利用するコウモリの数を調査しています。その結果、工事中や供用中において、コウモリの数が大幅に減少することはなく、事業実施前と変わらず、事後調査報告書の中では「影響は特に認められませんでした」とまとめられております。

委員：分かりました。

また、資料 p2 の回答ですが、風況調査で判断する、とされていますが、もし風況が悪ければ事業はやらないのですか。

事業者：もし事業採算性が芳しくない場合には、行わないこともあり得ます。

委員：先ほど他の委員からも指摘のあった総量規制の話ですが、それが難しいのは承知していますが、例えば名古屋港の埋め立てに関しては、少しだから問題ない、少しだから問題ないと埋めていって、今は全部埋めてしまっているわけです。それで貴重な生き物がいる箇所が全く無くなってしまいうことがよくあります。実際に名古屋港ではスナメリがいなくなっていました。

少しだからいいという考え方については、開発事業者は、もう少しまじめに考えてほしい。少しだからいいではなく、影響はありますが総量的には規制できるように努めてまいります、というくらいの努力は見せてほしいと思います。

事業者見解 p8 について、現地は、現状でも既設の風力発電施設からの音がしている中で、登山者への影響については、「利用状況の把握に努める」とのことで、具体的なことは書かれておらず、この回答は不誠実ではないかと思っています。

事業者見解 p35 についても、前回小委員会において、ハイキングコースは方法書記載のもの以外にもたくさんあると指摘しましたが、その回答として、「方法書段階のハイキングルートについては、一般に公表されている「経ヶ峰ハイキングコース案内と周辺散策マップ」に基づき記載しております」とのことですが、ハイキングコースは一般にはもっと公表されています。地形図にもかなりたくさん出ています。それを、公表されているものを記載しているという考え方はいかがでしょうか。

事業者：まず1つめ、総量規制で考えないのかという質問ですが、複数の事業による影響は考えないといけないと思います。累積的影響を調査しなさいというご意見は、このアセスメントの手続きの中でもいただいております。どこまでやるかについては、他の民間事業者と調整が必要な部分があり、難しいところがありますが、累積的な影響を調査し、リスク評価も努めていかなければいけないと考えております。

2つめ、ハイキングコースについて、公表されているものがもっとあるのではないかとご意見ですが、方法書の時点では、津市が作ったマップから8コース載せております。それ以外にも、地図に記載されている登山道があることについては、ご指摘の通りですが、今

回は、津市がまとめたマップを、第三者的なマップとして参考にしました。

委員：開発する際は、地域の事をよく知っていただかないといけないと思います。ハイキングコースは多くの人が歩かれていて、それ以外にも、多くの人が歩かないコースを歩く人たちも結構います。方法書以降にいろいろ調査すると思いますが、その際はこのコースを必ず歩いてください。歩いてみないと分からないことがたくさんあると思います。

それから、事業者見解 p13 の残土について、県内で、残土が大量に運ばれているところがありまして、そこではトラックが泥を落としていって、大変な状況になっています。発生する残土はどのようなコースでどのように運ばれるのでしょうか。

事業者：具体的な設計はこれからになってきますので、実際どれほどの土量ができるのか、それをどのように処理するのかというのは、今後検討します。ご指摘の通り、適切に処分しなければいけないと考えており、今後の準備書の手続きで示す予定です。

委員：風力発電施設について、保安林や植生が高い場所の開発をなるべく避ける、という記述があり、事業者見解 p5 には、「土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するようご指導いただいておりますが、現地調査やそれに基づく予測、評価は方法書以降の手続きであり、」とありますが、この「自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の変更を回避又は極力低減する」というのはどういうことですか。回避できなかつたら回避しないということですか。

事業者：今回の計画地域では、保安林に指定されている森林が非常に多くを占めている状態で、すべてを回避するというのは難しいと考えており、回避が難しい場合には極力低減することを考えております。

委員：「極力低減する」というのは、例えば、のり面を切ったときに何らかの処理をすることですか。それとも、なるべく改変面積を少なくするということですか。

事業者：どちらの考え方もあります。そもそも、保安林と保安林に指定されていない森林があれば、特にそれ以外の条件に差がなければ、指定されていないところを使うよう検討しますし、その検討を踏まえて、保安林に指定された森林をどうしても使わないといけない、あるいは使いたいという場合には、のり面や改変面積を少なくする工法を検討していくこととなります。

委員：今回、現地調査の際に、他の風力発電施設を作った際の林道だと思いますが、のり面に外来種が植えられているところがありました。これは、影響を極力低減した結果、緑化をして外来種を植えた、ということだと思いますが、植えないでほしい種はたくさんあります。その点を、準備書にきちんと書いていただきたい。のり面の緑化に在来種を検討したが、在来種の種子が無かったためできません、ということがよくありますが、準備書の作成から、実際の工事まで1年以上かかると思いますので、その期間で、植生回復ができるシステムを構築できるはずです。「回避又は極力低減」する、ということは、ここにあったものを復元する、くらいの覚悟でやってほしいと思います。この「回避する」と書いたことについては、責任をもってやっていただけたらと思います。

事業者：承知いたしました。今後、ご指摘事項を踏まえて、責任をもって緑化などについても検討していくようにいたします。

委員：資料 p12 の「可能な限り最新の知見を活用するようにいたします」とか、p16 の「現地調査を行うとともに、地元の状況や最新の知見の情報収集に努めます」とか、努力すると書いてありますが、努力したらいいのではなく、最新の知見を収集することに関しては、きちんとやっていただきたいと思いますし、どの程度やるのかをきちんと回答に書いていただきたいのですがいかがでしょうか。

事業者：まず、リスク評価をこれから計画し、その結果を準備書にまとめることとなりますので、その間も情報収集に努め、準備書段階で記載できることは記載します。

委員：2点お聞きしたいと思います。最初に、風力発電施設はそれぞれに管理区域が設けられていますが、一般の人の出入りについては、どのように管理される予定ですか。

事業者：風車敷地への立ち入りについては、安全面や、メンテナンス作業のための関係者の通行などもありますので、周辺にフェンスを設ける、又は管理道路にフェンスを設けるなどして対策しないといけないと決められていますので、我々としては、今後そのように検討していきます。当然、その道が風車の管理のためだけの道であればそれでいいのですが、他にも例えば林業など、道路を通行される方もいらっしゃるような道であれば、そういった利用者の方とも協議の上で、どういうようにさせていただくのがいいのか、検討していくこととなります。

委員：もう1点、気象のことについて、気象観測地点が3か所設定してありますが、津気象台が入っていないのはなぜですか。

事業者：平木阿波事業の方法書には、縮尺の問題で、比較的近いところで考えており、笠取山側の気象観測所を最も近いところ、それからより近いところで亀山と上野を考えていました。ただ、津芸濃事業の方法書では、津の気象観測所も記載しており、把握はしています。

委員：布引おろしという言葉はご存知ですか。

事業者：しっかり把握はしていませんが、鈴鹿おろしの類似のような内容だと思います。

委員：そうです。布引山地からも、津の方向に冬に強い風が吹いてきます。そういったデータを使うことは検討していませんか。

事業者：風況データについては、実測して把握していますし、気象データとして把握しますので、現地調査ではそちらを使っていくことになっていくと思います。

委員：分かりました。

委員：1点目、これは質問というか、意見ですが、配慮書段階の知事意見では、「自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性があることを明確にし、方法書に記載すること」ということを述べられています。この方法書には、それに該当するところがないと思います。例えば、津芸濃事業方法書 p2 には、再生可能エネルギーが大事だということは書いてあります。それは周知の事実ですが、それ以外に、ここにある自然環境を犠牲にしてまで、この事業を実施する必要性があることを書いてください、という知事意見だと思いますが、それは全然書かれていません。説明ができないのか、説明する気がないのかというふうに受け取らざるを得ません。それが非常に残念に思います。

もう1点、事業者見解 p20 で、希少猛禽類調査において、衝突確率の評価基準をあらかじめ決めてください、という意見に対し、「各種マニュアルや手引きにおいても明記されていないことから（略）」との回答ですが、要するに、事前には設定しないということですか。

衝突確率は、それを基に誰にでも分かる形で衝突の危険を評価・判断するために算出することになっているものと思います。一般的に、騒音や粉じん等、汚染物質には基準値があり、それを超えないように事業を進めることとなっています。例えば、津芸濃事業方法書の振動を例にすると、p295の「評価の手法」において、「(1)環境影響の回避・低減に係る評価」で「検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか評価する」と書いてありますが、これだと具体的ではないことから、「(2)国または地方公共団体による基準または目標との整合性の検討」があります。そこで、「道路交通振動の要請検討と調査及び予測の結果との間に整合性がはかられているかどうかを評価する」となっています。これは振動以外の様々な項目についても同様です。

しかし、生物の評価というのは、これまで定量的ではなく、客観的な評価には耐えられませんでした。このため、生物関係の評価には、この(1)のところしかありません。衝突確率は定量的に表せるので、物理化学的な影響の評価と同じ土俵に立つチャンスです。それをしないというのはおかしい話です。つまり、自分で評価基準を定めることができるわけです。これは国や自治体が定めた基準ではなく、事業者自身の価値観を先に出しておいてくださいと言っているだけです。例えば、クマタカに関して言えば、これが20年の事業だとすると、全風車全期間の衝突確率が何%未満になるように風車の配置や本数を決めます、というように定めてほしい。それは例えば0.05みたいな統計的な数値かもしれないし、20年で1羽だったら殺傷しても問題ないというのであれば、そういった示し方もありうると思います。事業者として、種の保存法で殺傷を禁じられた種に対し、どの程度リスクなら許容されるのか、これをこの環境影響評価委員会から知事に答申を行う前に見解を教えてください。

事業者見解 p20 の回答は、要するに後から評価基準を決めます、ということですか。それはおかしいでしょう。それでは地域住民の理解は得られません。

事業者：希少種については、我々が操業する20年間、その前の建設期間についても十分な配慮を施していかなければいけないという意識で取り組んでまいります。一定の基準、20年で1羽がバードストライクにあわない、という数値として、その希少種に関しては衝突確率が0.05を上回るようなことがないように努めてまいりますし、これから有識者に調査結果の検証も含め、仮にその数値を超えるような場合においては、その希少種が飛翔する時間帯、季節、気象条件等を考え、その風車の出力の抑制、稼働の抑制であったり、設計に関しては根本的にその施設の立地をやめるであったり、検討していきたいと思っています。

委員：よく分かりました。

この衝突確率に関して、津芸濃事業方法書 p313 の希少猛禽類の定点観察法について、調査時間が8時から16時で、各月1回3日間連続となっています。これから得られた軌跡を基にしてメッシュ内の通過距離を求め、それから衝突確率を計算するという理解でよろしいですか。

事業者：そのとおりで、その調査結果に基づき飛翔解析、計算を行うこととなります。

委員：8時から16時というところが気になりまして、クマタカ、それ以外の猛禽もそうですが、日周活動のパターンはどのようになっていますか。例えば、「猛禽類の保護の進め方（環境省）」の旧版（平成8年8月）では、調査の方法として、「早朝と日没前後はクマタカが活発に活動することから、終日の調査が望ましい」と書かれています。一方、改訂版（平成24年12月）では、「早朝と日没前後にもクマタカは活動するが、実際に野外での目撃時間帯を考慮すると9～16時までを観察時間の中心とし、必要に応じて早朝や夕刻の調査を行うとよい」といったことが書かれています。調査会社において、他でも実際に猛禽の観察をされていると思いますが、1日の中でどの時間帯によく飛ぶのかを教えてください。

事業者：我々が今までに行った中での経験ですが、おおよそ10時頃、上昇気流が起こるような気象になった時や、また、降雨の後によく見られる、ということは記憶しています。調査についても8時から16時ということで設定しており、3日間の内、場合によっては1日はもう少し早く調査するなど、現場の状況に合わせて調査を進めてまいります。

委員：現場の状況に合わせることはあまりよくないのではないかと思います。例えば、10時からたくさん飛ぶから10時に観察すると、事業者には不利なデータになります。飛んでいる時ばかり見たら時間当たりの飛翔の軌跡の長さが長くなるということです。そうではなく、飛翔時間が日の出前くらいから日没後くらいまでだとしたら、それをずっとカバーするような観察方法の方がいいのではないかと思います。人的、金銭的に限られた資源の中でやらなければならないので、例えば3日間連続であれば、1日目は日の出の30分前から8時間、2日目は正午前後の8時間、3日目は日没の直後までの8時間というように、全体をカバーできるようにしておいて、後で飛翔している時間帯をまんべんなく見たような形の補正をすれば、科学的なデータが取れるのではないかと思います。

事業者：これまで一般的に8時～16時という時間帯で調査をしてきており、今はそれで実施している実情はありますが、渡り鳥の定点観察調査においては、ご指摘のように限られた時間の中で日の出から日の入りまでカバーできるように3日間連続でやることを検討していましたので、猛禽類調査でも対応できないか検討したいと思います。

委員：少なくとも過小評価にならないようにだけはしていただきたい。1日の中でいつがよく飛ぶ時間なのかは、予備的にでも把握していただいて、その後で、過小評価にならないような調査をしてください。

他の事業者の準備書では、8時～16時の8時間を飛翔時間として衝突確率が計算されています。しかし、1日の長さは固定されていません。日照時間はそれよりはもう少し長い。それを8時から16時までの8時間を1日の飛翔時間とみなして衝突確率を計算すると、これは非常な過小評価になります。1年の日の長さは平均すると12時間くらいです。クマタカは留鳥なので、1年中いますので、8時間で計算すると0.6倍くらいの過小評価ということになります。調査した日の日照時間を考慮して計算していただきたい。

事業者：環境省や、別の先生から発表されている予測モデルに則って、その中で飛翔時間をどのように考慮するかが定められていますので、それに則って、ご指摘を考慮して実施すべきだと思いますので、そこについてはしっかりと対応すべきと思っています。

委員：既存のやり方だけが正しいとも言い切れませんので、適切に検討してください。

また、衝突確率のことですが、時間当たりのメッシュ内の通過軌跡の距離を観察によって算出することになっていますが、極端な話、毎月2日行ったとしても、毎月10日行ったとしても、1日当たりの軌跡の長さは算出可能ですよね。

事業者：記録としてですか。

委員：衝突確率を計算するための数値は、調査の量と関係なく出せるじゃないですか。

事業者：それをデータとして利用すればという話ですね。

委員：つまり、この方法が、誤差のことを考慮していないということです。しようと思えば誤差は計算できます。通過の軌跡から衝突確率を計算する際に、元のデータが大きな誤差を含んでいる時は、誤差伝搬の法則から計算結果にその誤差が反映されますから、例えば平均値で0.05となった場合でも、平均値だけではそれがどの程度信頼できるか分からない。そういうデータだということは、留意しないとはいけません。衝突確率の平均値が、自分たちの設定した基準よりわずかにより高かったからやめますとか、そういう話ではないはずですよ。

しかし、これまでの他事例の環境影響評価図書でも、誤差まで出しているのは見たことがありません。物理科学的な項目だときれいなデータが多いので、あまり誤差を気にしなくてもいいかもしれませんが、動物の行動や生態は誤差がとても大きいので、動物にとって有利な側のことを常に考えなければならぬと思います。そうすると、誤差、例えば95%信頼限界等を計算するのが適切だと思いますが、そうではなく平均値、期待値だけで評価する際は、しっかりと検討していただく必要があります。

また、衝突確率を計算する時に、恣意的に選べる数値として、「回避率」があります。おそらく、回避率は0.98で計算されると思いますが、誤差のことを考慮すると、0.95でも計算し、併記していただきたい。

事業者：回避率0.98と0.95を併記するようにいたします。

委員：鳥の渡りについて、レーダーを使用することは良いと思いますが、調査結果をどう評価するのですか。渡りのルートは年や個体によって振れ幅がとても大きく、全くレーダーに映らないことも十分考えられると思うのですが、そういう時にどう評価されますか。

事業者：津芸濃事業方法書のp70、71のとおり、この地域のおおまかな飛翔の方向が示されています。これは「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省）」に掲載されている図で、実際に個体につけた機器の信号を衛星で受信してその渡りルートを調査したというものです。ここで示されている代表的なルート、例えばこの地域であれば伊勢の高見山を通るルートであったり、経ヶ峰のある青山、布引山地を歩いていくルートであったりいくつか考えられますが、そこを通過するものを把握できるようにレーダーを設置することです。

レーダーは飛翔高度を測るもので、鳥が通った高度の幅が、風車の衝突範囲内かそれとも外なのかを把握します。今回の調査で例えば3日間行い、それがベストのタイミングでできたかどうかは、「タカの渡り全国ネットワーク」のホームページ情報等により、ピークがどこを通過したかということが出ていますので、そういうものと比較して評価をすべきだと思います。

委員：レーダーで調査するのは猛禽類ですか。

事業者：猛禽類のみではないです。夜間の小鳥の渡りもあります。

委員：猛禽類などの大型の鳥は昼間飛ぶと思いますので、レーダーが頼りになるのは、夜間の小さい鳥だと思います。それらのデータはまだまだ少なく、また津芸濃事業方法書 p70 あたりの猛禽類1個体の1つの線しかありません。仮に小鳥等が映らなかった際に、ここは通っていない、という評価にはなりませんか。

事業者：映らなかった場合に、捉えられなかったという可能性はゼロではないですが、仮にそこが渡りのルート上であれば、どのような形であれ、そこを通過するものと考えられます。

委員：渡りのルートは年によって、気象条件にもよって結構振れ幅があるので、半径2kmで2つ設置するだけでは、捉えられない時もあると思います。捉えられなかった時でも、ここは通りませんとは言えないと思います。これについても、保守的な評価の仕方をしていただきたいと思います。

津芸濃事業方法書 p312 の動物の評価の手法の、「9 (1) 環境影響の回避、低減に係る評価」において、「重要な種及び注目すべき生息地に関する影響が (略)」と書かれており、植物も同じです。一方で、生物の調査のほとんどの部分は、多くの普通種の名前を明らかにしてリストにすることだと思います。そこに大きな労力がかかっていますが、その結果得られた普通種のリストをどのように評価されますか。重要種以外は評価しなくていいのでしょうか。

事業者：これについては、生態系の項目の中で、この地域の生態系をどのように保全していくかというところの中で、触れていくという形がベストだと考えています。

委員：私もそう思います。特に、種の多様性であれば十分な評価ができます。ぜひこの地域は、多様な、あるいは多様性が低いところである、といった評価を、そのような視点でもしていただきたい。

青山高原では、風車を建設することによって鳥類の種数とか個体数が激減しているという論文があります。こういった科学的な知見を踏まえた上で、生態系への事業の影響を予測評価していただきたい。

事業者：その論文は存じ上げております。

委員：可能であれば、その論文と同じような調査の仕方であれば、比較もしやすいので、検討いただきたいと思います。

人と自然との触れ合いの活動の場について、津芸濃事業方法書 p360 の評価の方法を見ると、生物と同じで、「(1)環境影響の回避、低減に係る評価」のみで、「(2)国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」はありません。自然との触れ合いというのは人の気持ちの問題の部分もありますので、定量的、客観的に数値化するのは難しいです。それをどのように調査するかは p359 に記載がありますが、例えば、現地調査、聞き取り調査で利用状況とかアクセス状況を把握する、またそれを文献や聞き取りで調査する、となっていますが、それは前提条件で、それを調べても気持ちの部分には分からないと思います。

評価すべきところはそこではなく、地元で経ヶ峰の自然と実際にふれあっている人が風車建設をどう捉えているかということだと思います。それはもう調べなくても向こうから教えてくれている状態です。それを無視はできないと思います。

欠席委員意見（事務局より紹介）：事業者の回答は、水環境において物質を輸送する媒介となる水そのものについての意識が欠落しており誠意のある回答とは思えません。参考項目に設定されていないから除外するということですが、明らかに影響がある可能性があるため指摘しています。対応が必要ではないでしょうか。水質を測定する上で、それを輸送する媒介となる水そのものの量を測定することは、極めて常識的な調査手法と考えます。参考項目の水質についての評価を行う際に、判断材料として必要なものと考えています。水量については生活用水や自然災害だけでなく、生物多様性の面でも非常に重要な要素になりますので、調査項目に加えてください。

事業者：改めて検討させていただければと思います。

幹事（治山林道課）：水質に関して、津芸濃事業方法書 p299、表 6.2-3 (2)「調査、予測及び評価の手法（水環境）」の「6. 予測の基本的な手法」で、「予測に用いる諸元」のうち「降雨強度」は、『林地開発許可技術基準』（三重県）に基づき設定（10 年確率で想定される雨量強度）」と書かれていますが、10 年確率を採用したのはなぜですか。技術基準には明確な雨量は記載されていません。

事業者：設定するにあたり、最近の風力の環境影響評価の例を参考にしております。

幹事（治山林道課）：技術基準に具体的な雨量は記載していません。方法書に 10 年確率と書かれていますが、どの数値が使われるのですかという質問です。

事業者：今すぐ思い出せなくて申し訳ありませんが、ここの地区を代表するものです。

幹事（治山林道課）：それは何に基づくものですか。

事業者：雨量の基準は、確か三重県をいくつかに分けて雨量の設定をされていると思います。

幹事（治山林道課）：その基準ですが、どの数値が使われますか。砂防、河川、下水等があります。

事業者：詳細設計もまだなので、そこも含めて検討してまいります。

幹事（治山林道課）：また、対象事業実施区域には、保安林や砂防地域が存在します。また、おそらく中には林野庁が所管する国有林又は県行造林地もあると思います。このため、林地開発の許可基準が適用される区域はかなり狭い部分だと思います。なぜ林地開発許可技術基準を元に評価するのでしょうか。

事業者：先ほど質問と重ねてお答えさせていただきたいと思います。林地開発をこれから準備書の調査計画と並行して検討していかなければならない中で、使用する雨量の数値も含めまして有識者、県庁、場合によっては自治体から我々が評価するに適切な信頼のおける数字がどのようなものか、どのようなものを引用していいのかというのも確認させていただきながら、進めさせていただきたいと思います。

幹事（治山林道課）：本来であれば、方法書の段階である程度決めていただくのが筋だと思っております。

同じく p299、「6. 予測の基本的な手法」に、『面整備事業環境影響評価技術マニュアル』（中略）に基づき、水面積負荷より沈砂池の排水口における排水及び浮遊物質量を予測する。次に、沈砂池の排水に関して、土壌浸透に必要な距離を Trimble&Sartz が提唱した『重要水源

地における林道と水流の間の距離』を基に定性的に予測し、沈砂池からの排水が河川へ流入するか否かを推定する」と書かれています。前段の部分は他の環境アセス事例でよく採用されていますが、後段の定性的な手法を併用することによってどのような意味がありますか。

事業者：この後段の部分ですが、元は1957年に出された古い文献ですが、一般的にどの傾斜で何m流れるとどれくらいの量が浸透する、と予測をする手法です。このため、今回の仮設沈砂池から出てくるときの濁水濃度は出口で算出します。それが流れていく中で沢までたどり着くのか、あるいは浸透するのこの文献に基づいて推定いたします。流入した場合に流入した時の濁度は現況調査結果と比較することで評価していこうと思っております。

幹事（治山林道課）：ありがとうございます。別の事業者の方ですが、斜面へ浸透するというところを理解されずに図書を作られている事業者がありましたので、確認させていただきました。

津芸濃事業方法書 p267 の環境影響評価の項目の選定について、土の切り盛りの関係について、まだ検討中との話がありましたが、土の切り盛りが発生した場合、その切った土はそのままバランスをとって盛るのか、それとも全量搬出してしまうのか、全く方針は決まっていないという理解でよろしいのでしょうか。

事業者：具体的なレベルではまだ決まっていないんですけども、大きな方針として事業地の中でバランスをとるように検討していきたいと考えています。

幹事（治山林道課）：その場合、盛土で擁壁等を設けない場合、勾配が切土よりも緩くなり、土地の改変面積は大きくなる可能性があります。また、土を盛ることが山岳地で大丈夫かどうかという課題があります。津芸濃事業方法書 p267 の「表 6. 1-4 環境影響評価の項目の選定」で、「土地の安定性」は、「工事の実施」の「造成等の施工に伴う一時的な影響」として選定されていますが、施工の内容がはっきりと決まっていない段階で、「土地又は工作物の存在及び供用」の「地形改変および施設の存在」として選定しないのは、どのようにお考えでしょうか。

事業者：基本は、この造成した形がそのまま将来的な形にもなりますので、「工事の実施」の方で予測評価して、供用時も含んでいるという考え方です。土地の形は変わらないと思いますので。

幹事（治山林道課）：それで大丈夫でしょうか。例えば盛土高が何十mとなった時に不等沈下を起す場合もあります。それは大丈夫ですか。

事業者：「地形及び地質」については、国の発電所アセス省令の環境影響評価の項目にはないもので、三重県の環境影響評価技術指針に対応してやらせていただいています。その中で宅地開発の事業に該当するということで、それを参考にしています。不等沈下も含め、造成したということが該当すると考えています。不等沈下による安定性も含めてこの中で検討していければと考えています。

幹事（治山林道課）：「工事の実施」の中で検討するから、「土地又は工作物の存在及び供用」では検討しなくてもいいということですか。

事業者：土地の安定性に係るところなんですけれども、設計を進めていくにあたって地形改変あるいは風力発電施設を作っていくために、脆かったり、その土質、地質を調べた上で設計していくことになりますので、そういった調査はしていかなければならないと思っています。この環境影響評価の項目の選定に際しては、発電所アセス省令でしたり他事業を参考に設

定しておりまして、土地の安定性については一時的な影響、工事の実施を影響要因に含むとして設定しています。

幹事（治山林道課）：環境影響評価の段階ではなく、今後手続きが進んでいく段階で、これだけ大規模な開発の場合は森林法の関係審議会で審査されます。そこでは今のような説明では受け入れられないと思います。そこはしっかりと検討していただきたいと思います。

先ほど、委員からも話がありました。総量規制のことに関連して、計画地は保安林が大きな割合を占めています。保安林の場合、保安林解除の手続きにおいて、ここでないといけない、という理由が必要になってきます。方法書の段階で、事業選定するにあたってはここしか場所がない、ということがどこにも触れられていません。配慮書段階の知事意見にも関連しますが、それが示せないの何か事情があるのでしょうか。おそらく国有林が含まれると思いますが、国の機関に説明はされていますか。このまま進めていくにあたって、それが説明できないと、環境影響評価を行っても無駄になる可能性があります。それはどのようにお考えですか。

事業者：立地の選定にあたって、どうしてここでないといけないか、というところですが、確かに方法書への記載不十分なところもあり、申し訳ございません。

先般の住民説明会でもどうしてここで計画しているのかというご質問をいただき、事前のご意見でも回答した部分ですが、まず我々が風力発電事業を計画する際に、風況マップなどを参考に風況の良いところをピックアップした上で、風力発電機の部材を運ぶ道路がないところは輸送できませんので、道路などの社会インフラが近隣にあるかや、昨今は送電線に繋ぎこめないとといったような事象も出てきていますので、送電線に作った電気を送れるかといった観点から、風力発電機の計画に適したエリアはどこなのかを、この三重県の本案件に限らず全国的に検討しています。

風や社会インフラの整備状況以外にも、配慮書の2章にエリアの選定経緯を示しており、法令規制の状況や、周辺の配慮すべき例えば住宅がどこにあるかや、そういった様々な事項を勘案して今のエリア選定に至っております。その説明が十分ではなかったかもしれませんが、どうしてここで計画しているのかということが説明できないということはありませんので、今後の手続きにおいてもより丁寧に選定の経緯もご説明するようにいたします。